

○日本育英会支部職員寒冷地手当規程

昭和56年 1 月 26 日

達第723号

改正 昭和60年12月24日達第781号

平成元年 1 月 25 日達第822号

平成 5 年11月24日達第890号

平成 5 年11月24日達第891号

平成 6 年 9 月 1 日達第904号

平成 9 年 7 月 16 日達第943号

日本育英会支部職員寒冷地手当規程

(総則)

第1条 日本育英会の支部の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する寒冷地手当の支給については、この規程の定めるところによる。

2 支部長はこの規程に基づいてその所属する職員の寒冷地手当の支給を行わなければならない。

(寒冷地手当の支給対象)

第2条 寒冷地手当は、10月31日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下「基準日」という。）において次の表に掲げる寒冷地に在職する職員（次項に掲げる職員を除く。）に対し支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの間（以下「調整期間」という。）に採用され、寒冷地に在勤することとなった職員に対しても、同様とする。

支給地域	区分	支給地域	区分	支給地域	区分	支給地域	区分
北海道	5級地	秋田県	5級地	山梨県	1級地	福井県	3級地
青森県	5級地	山形県	4級地	新潟県	4級地	長野県	4級地
岩手道	5級地	福島県	3級地	富山県	3級地	鳥取県	1級地
宮城県	3級地	栃木県	1級地	石川県	3級地	島根県	1級地

2 基準日において、次の各号の一に該当する職員には寒冷地手当を支給しない。

(1) 日本育英会支部職員服務規程（以下次号において、「支部服務規程」という。）

第13条第1項第1号及び第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられている職員のうち日本育英会支部職員給与・退職手当規程（以下「支部給与規程」という。）第33条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

(2) 支部服務規程第13条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられている職員

(世帯主の定義)

第3条 この規程において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次の各号に掲げるものをいう。

(1) 支部給与規程第15条第2項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）

を有する者

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(寒冷地手当の額)

第4条 北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準額に、基準日（調整期間内に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
51,600円	34,400円	17,200円

2 北海道以外の寒冷地で、第2条第1項に定める支給地域の区分が5級地又は4級地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
5級地	16,500円	11,000円	5,500円
4級地	8,200円	5,500円	2,700円

3 北海道及び前項に規定する地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準額とする。

4 前3項に規定する基準額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分			その他の職員
	世帯主である職員			
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人ある職員	扶養親族のない職員	
5級地	163,700円	136,500円	82,900円	59,200円
4級地	129,600円	108,000円	65,000円	45,800円
3級地	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円
2級地	67,500円	56,300円	33,600円	23,300円
1級地	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円

5 第1項及び第2項に規定する地域以外の寒冷地で国の例により豪雪があつたと認められた地域に在勤する職員で寒冷地手当の支給を受けたものに対しては当該支給額のほか、豪雪期間内における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては7,500円（扶養親族のない職員にあつては5,000円）を、その他の職員にあつては2,500円を豪雪に係る寒冷地手当として支給する。ただし、基準日から1年以内

の間において豪雪に係る寒冷地手当の支給を受けた職員に対しては、支給しない。

- 6 第2条第1項本文後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日における職員の世帯等の区分をもつて同日の直前の基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される第1項から第3項まで又は第5項の規定による寒冷地手当の額に、職員が寒冷地手当の支給を受けることとなつた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

時期の区分	割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の80
12月1日から12月末日まで	100分の60
1月1日から1月末日まで	100分の40
2月1日から2月末日まで	100分の20

(有給休職者の寒冷地手当)

- 第5条 寒冷地に在勤する職員が基準日において支部給与規程第33条第1項及び第2項の規定(以下「休職者の給与の規定」という。)による給与の支給を受けるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額に休職者の給与の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

(寒冷地手当の追給又は返納)

- 第6条 第2条第1項又は前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、次項に定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合(第3項に定める場合を除く。)には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の支給地域の区分、世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して第7条に定める額を追給し、又は返納させるものとする。

(1) 世帯等の区分の変更

(2) 職員でなくなる事。

(3) 有給休職者以外の職員が有給休職者となり、又は有給休職者が復職すること、若しくは休職者の給与の規定による支給割合の変更

- 2 前項の規定により追給又は返納の対象となる期間は、追給することとなる場合にあつては調整期間とし、返納させることとなる場合にあつては基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の1月末日までの期間とする。

- 3 第1項の規定により追給又は返納させない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第1項の規定による返納後に同項の規定による追給すべき事由が生じた場合であつて、既支給額から返納額を減じた額が次項第1号の事由発生後の額以上である場合

(2) 死亡により職員でなくなつた場合

- 4 第1項の規定により追給することとなる場合は第1号に掲げる場合とし、返納させることとなる場合は第2号又は第3号に掲げる場合とする。

- (1) 当該事由の生じた日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項（俸給月額及び第4条第4項に規定する合計額に係る扶養親族に関する事項以外の事項に限る。以下同じ。）をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額（以下「事由発生後の額」という。）が、当該事由の生じた日の前日における当該職員に係る寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額（以下「事由発生前の額」という。）を超えることとなる場合
- (2) 事由発生後の額が事由発生前の額に達しないこととなる場合
- (3) 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合  
（寒冷地手当の追給額又は返納額）

第7条 前条第1項の規定により追給することとなる場合の追給額については第1号に掲げる額とし、返納させることとなる場合の返納額については第2号に掲げる額とする。

- (1) 事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額（前条第1項の規定により返納を行つた後に同項の規定により追給すべき事由が生じた場合にあっては、事由発生後の額から既支給額と返納額との差額を減じた額）に当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額

時期の区分	割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の80
12月1日から12月末日まで	100分の60
1月1日から1月末日まで	100分の40
2月1日から2月末日まで	100分の20

- (2) 前条第4項第2号の場合にあっては事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額、同項第3号の場合にあっては事由発生前の額、同項第2号及び第3号の場合であつて当該事由の生じた日の直前の基準日から当該事由の生じた日の前日までの間に2回以上寒冷地手当の支給を受けていたときにあっては直前に支給を受けた寒冷地手当の額に、それぞれ当該事由の生じた日の属する時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額

時期の区分	割合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の50
12月1日から12月末日まで	100分の37.5
1月1日から1月末日まで	100分の25

（寒冷地手当の支給日）

第8条 第2条第1項本文前段又は第5条の規定による寒冷地手当は、基準日に支給する。

- 2 第2条第1項本文後段の規定による寒冷地手当は、支給すべき事由の生じた際に支給する。

3 第6条第1項の規定による追給又は返納は、それぞれ追給すべき事由又は返納させるべき事由が生じた際に行う。

4 第4条第6項の規定による豪雪に係る寒冷地手当の支給日は、そのつど定める。  
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関しては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、昭和56年1月26日から施行し、昭和58年8月30日から適用する。

2 削除

3 昭和55年8月30日から昭和56年2月28日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、この規程による第4条第4項の規定により算出した場合における基準額(前項の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額)が、改正前の支給給与規程第30条第4項の規定により算出するものとした場合における基準額(以下この項において、「旧基準額」という。)に達しないこととなるときは、この規程による第4条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該旧基準額をもつて当該職員に係る同条第4項の基準額とする。

4 この規程による第6条第1項の規定は、同項の規定により返納させるべき事由で昭和55年8月30日からこの規程の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

(寒冷地手当の内払)

5 改正前の支部給与規程の規定に基づいて昭和55年8月30日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この規程の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則(昭和60年12月24日達第781号)抄

1 この規程は、昭和60年12月24日から施行する。ただし、第32条第2項及び附則第7条第1項第1号の改正規定並びに附則第4項の規定(「別表第8」を「別表第9」に改める部分を除く。)は昭和61年1月1日から、第13条の改正規定は昭和61年4月1日から、第15条第4項の改正規定は昭和61年6月1日から施行する。

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本育英会支部職員給与・退職手当規程(以下「改正後の規程」という。)及び日本育英会支部職員寒冷地手当規程(達第723号)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(平成元年1月25日達第822号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年11月24日達第890号)

(施行日等)

この改正規程は、平成5年11月24日から施行し、この規程による改正後の日本育英会支部職員寒冷地手当規程の規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則（平成5年11月24日達第891号）

（施行日等）

この改正規程は、平成5年11月24日から施行し、この規程による改正後の日本育英会支部職員寒冷地手当規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年9月1日達第904号）

この規程は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成9年7月16日達第943号）

（施行日）

1 この規程は、平成9年7月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（基準額に関する経過措置）

2 平成8年の日本育英会支部職員寒冷地手当規程（以下「寒冷地手当規程」という。）

第2条に規定する基準日（第2条第1項に規定する調整期間内に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日）以前から引き続き同条に規定する寒冷地に在勤する職員でこの規定による改正後の寒冷地手当規程（以下「改正後の寒冷地手当規程」という。）第4条第4項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、日本育英会支部職員給与・退職手当規程の一部を改正する規程（達第934号）による改正後の日本育英会支部職員給与・退職手当規程（以下「改正後の支部給与規程」という。）による平成8年の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に係る調整期間内に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下「平成8年基準日」という。）における当該職員の俸給の月額（支部給与規程別表第1に定める俸給表C表以外の俸給表の適用を受ける職員にあつては、当該等級号俸に対応するC表の俸給月額）と平成8年基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の支部給与規程第15条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、改正後の支部給与規程の規定による平成8年基準日における俸給の月額）又は当該職員が平成8年基準日において指定職俸給表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第9をいう。）1号俸の俸給月額を受けたとした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額（以下「最高限度額」という。）のいずれか低い額に平成8年の基準日に係る調整期間において当該職員が在勤していた地域に応じて寒冷地手当規程第4条の規定による改正前の寒冷地手当規程第4条第4項の表中の定率欄に掲げる割合を乗じて得た額と当該調整期間において当該職員の在勤していた地域及び当該調整期間における当該職員の世帯等の区分に応じて同項の表中の定額欄に掲げる額を合算した額（以下「みなし基準額」という。）に達しないこととなるもののうち、平成12年の基準に係る調整期間までの間に、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えるものについては、改正後の寒冷地手当規程第4条第4項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

平成9年の基準日から当該基準日に係る調整期間	3万円
平成10年の基準日から当該基準日に係る調整期間	5万円
平成11年の基準日から当該基準日に係る調整期間	7万円
平成12年の基準日から当該基準日に係る調整期間	9万円